

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程  
の一部を改正する規程のあらまし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、水道技術管理者の職務のより円滑な遂行を図るため、水道技術管理補助者を追加します。
- 2 新たな組織の設置に伴い、所要の改正を行います。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行します。